

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、子ども・子育て支援システムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、子育てのための施設等利用給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。 なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 ・施設等利用給付認定に関する事務 ・未移行幼稚園における補足給付に関する事務 ・公金受取口座情報の確認
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、収納消込システム、情報連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(別表第1第9号) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法第2条) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律施行規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(別表第2第14号)(別表第2第146号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部子育て・健幸課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	評価書名	子ども・子育て支援(私立保育園保育料)に関する事務基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務基礎項目評価書	事後	
平成28年11月30日	1①事務の名称	子ども・子育て支援(私立保育園保育料)に関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	
平成28年11月30日	5①部署	福祉課	健幸福祉部子ども支援課	事後	
平成28年11月30日	5②所属長	浅野 光昭	木村 昌宏	事後	
平成28年11月30日	8連絡先	羽島市福祉部福祉課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市健幸福祉部子ども支援課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	事後	
平成29年6月27日	1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務 ・保育の入所、退所管理。 ・保育料の算定。 ・保育所等の保育単価・支弁台帳・運営委託費の管理。 ・保育所入所承諾書の発行。 ・保育料収納(滞納)管理。 ・保育料多子軽減管理。 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者の支給認定の現況確認・審査、認定証の発行 ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設情報 	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。</p> <p>なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 	事前	
平成29年6月27日	1③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、収納消込システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、収納消込システム、情報連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能・電子申請機能	事前	
平成29年6月27日	5②所属長	木村 昌宏	北島 博輝	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	5①部署	健幸福祉部子ども支援課	健幸福祉部子育て・健幸課	事後	
平成30年11月6日	5②所属長	北島 博輝	課長	事後	
平成30年11月6日	8連絡先	羽島市健幸福祉部子ども支援課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市健幸福祉部子育て・健幸課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	—	リスク対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年3月10日	1②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。</p> <p>なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、子育てのための施設等利用給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。</p> <p>なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 ・施設等利用給付認定に関する事務 ・未移行幼稚園における補足給付に関する事務 	事前	取扱事務の追加に伴う修正
令和2年3月10日	II 1対象人数	平成28年8月1日 時点	令和元年3月1日 時点	事後	
令和2年3月10日	II 2取扱者数	平成28年8月1日 時点	令和元年3月1日 時点	事後	
令和3年10月19日	3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(別表第1第8号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(別表第1第9号)	事後	重要な変更当たらない変更(令和3年法律第37号による番号法改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	4②法令上の根拠	番号法第19条第7号(別表第2第13号)(別表第2第116号)	番号法第19条第8号(別表第2第14号)(別表第2第146号)	事後	重要な変更当たらない変更(令和3年法律第37号による番号法改正)
令和4年12月26日	1②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、子育てのための施設等利用給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。</p> <p>なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 ・施設等利用給付認定に関する事務 ・未移行幼稚園における補足給付に関する事務 	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給、子育てのための施設等利用給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業を実施する。</p> <p>なお、上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務(職権による変更含む) ・支給認定の現況届に関する事務 ・窓口や郵送での書類の受入並びにサービス検索・電子申請機能での受領 ・郵送等による通知並びにマイナポータルお知らせ機能による通知 ・施設等利用給付認定に関する事務 ・未移行幼稚園における補足給付に関する事務 ・公金受取口座情報の確認 	事前	
令和4年12月26日	3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(別表第1第9号)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項(別表第1第9号)</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法第2条)</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律施行規則第2条</p>	事前	